

斑鳩町立斑鳩中学校 「部活動の運営に関する方針」

令和 3 年 4 月
斑鳩町立斑鳩中学校

1 部活動の意義

- (1) 学校の部活動は、学校教育の一環として、スポーツや芸術文化等に関心を持つ同好の生徒が教員等の指導の下に、自発的・自主的にスポーツや文化活動を行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツや文化活動の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。
- (2) 部活動は、生徒が授業で体験し、興味・関心を持った内容を更に深く体験するとともに、授業で身に付けた技能等を発展・充実させることができるものであり、逆に、部活動での成果を授業で生かし、他の生徒にも広めていくこともできるものである。
- (3) 部活動は、自主的に自分の好きな活動に参加することにより、スポーツや文化活動に生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて、体力の向上や健康の増進を一層図るものである。その上、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師（顧問）と密接に触れ合う場として大きな意義を有するものである。
- (4) 部活動は生徒のスポーツや文化活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものである。

2 部活動の位置付け

中学校の部活動は、学習指導要領において次のように位置づけられている。

【学校学習指導要領（文部科学省 平成29年3月公示）】一部活動の位置付け一

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校の教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

3 部活動の運営に関する方針の策定

- (1) 斑鳩町立斑鳩中学校は、スポーツ庁策定「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁策定「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、奈良県策定「奈良県部活動の在り方に関する方針」、斑鳩町策定「斑鳩町中学校部活動の運営に関する方針」を踏まえ、生徒の健やかな成長や教員の負担軽減を図り、部活動が、より一層有意義な活動となることを目指して、「斑鳩町立斑鳩中学校部活動の運営に関する方針」（以下「学校部活動方針」という。）を作成し、毎年度、その内容の見直しを図り、全ての教職員が共通理解を図るとともに、学校のホームページへの掲載、PTA総会、学校通信等を利用し、保護者・地域に啓発を行い、共通理解を図る。
- (2) 部活顧問は、「部活動計画・活動実績」を毎月作成し、校長に提出する。併せて、各部の活動方針を部活動保護者会等で説明し、部活動の適切な活動について理解を得るとともに、練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得る。

4 適切な指導・運営に係る体制の構築

校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、「指導内容の充実」「生徒の安全確保」「教員の長時間勤務の解消」等の観点から、円滑に部活動が実施できるよう、種目別の最低必要部員数、顧問や指導者（教員以外の外部人材で部活動の指導・支援にあたる者）、保護者や地域の協力体制等について吟味し、生徒の多様なニーズに応じた、適正な数の運動部及び文化部を設置する（「少人数部活動に対して合同部活動等の取組を行う。」「生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。」等を含む）とともに、この方針を保護者及び生徒に明確に示す。

また、部活動は、「生徒の自主的・自発的な参加により行われる。」ものであることから、部活動の加入については「自主的な選択」を原則とし、転部・退部についても生徒・保護者の意向を踏まえるなど、十分配慮する。

(1) 適切な活動（練習）時間・休養日等の設定

① 活動（練習）時間

合理的かつ効率的・効果的な活動（練習）を行う。

ア 平日は2時間程度とする。

イ 休業日（学期中の土・日曜日を含む）、祝日、長期休業日は3時間程度とする。

ウ 活動（練習）時間には、移動や準備、片付け等は含まない。

エ 長期休業（夏期休業）中に関しては、熱中症対策として校長の了承を得た上で、生徒・保護者の同意のもと早朝練習を行うことを校長が許可をする。その際は、午前6時30分から活動可として、それ以前より活動・登校を行わないものとする。また、睡眠不足や朝食の欠食等がないことを顧問は確認をして活動を行う。

② 休養日

ア 学期中は、原則、週当たり 2 日以上の休養日を設ける。

(ア) 平日 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とする。

(イ) 土曜日及び日曜日に大会やコンクール、コンテスト、発表会等に参加した場合は、他の日に代替りの休養日を設ける。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中の休養日に準じて行う。また、3 日以上連続した休養期間を設ける。

ウ 定期テスト前後一定期間や学力テスト、地域行事期間等は、学校の実態に応じて、「テスト前の休養日」や「地域行事期間の休養日」等を設ける。

エ 当初計画していた休養日に、やむを得ない理由により活動（練習・試合・コンテスト・発表会等）する場合は、校長の了承を得た上で、生徒及び保護者の同意を得て実施し、休養日を別の日に振り替える。

(2) 安全管理・適切な指導の実施

① 安全管理

校長は、学校における部活動の安全な環境を整備するとともに、次のことについて、部活動顧問に対し指導・支援を行う。

ア 顧問は、可能な限り活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努めるとともに、生徒一人一人の心と体の状態に応じた指導を心がける。

イ 顧問は、定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修などの措置を速やかにとる。また、生徒に対して使用方法等について指導し、安全に活動できるようにする。

ウ 顧問は、学校が作成した「事故発生時の救急体制」等を参考にしながら、大雨、雷、地震の自然災害等、万が一に備え、緊急対応時の対処の仕方を確認する。

エ 顧問は、高温下での活動や急激な天候変化時に適切な判断を下すことができるよう、熱中症に関する知識・認識を深め、熱中症等の事故防止に努める。

※参考：「学校管理下における体育・スポーツ活動中の事故を防止するために」
(奈良県教育委員会平成 29 年 3 月)

オ 顧問は、部活動の練習や大会、コンクール、コンテスト、発表会等が行われる地域・時間帯において、気象庁の高温注意情報が発せられた場合は、原則として屋外の活動を行わない。また、屋内であっても気温・湿度等の環境条件に十分留意する。

カ 顧問は、高温や多湿時において、部活動の広域的な大会等で止むを得ない事情により開催するまたは参加する場合には、参加生徒の適切な選出、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の着帽等、生徒の健康管理を徹底する。熱中症の疑いのあ

る症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

② 適切な指導の実施

校長及び教員は、体罰や不適切な発言・行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを深く認識し、その根絶を図る。

ア 体罰は、学校教育法第11条（「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。」）で禁止されている行為であり、望ましい人格形成を目指すためには、体罰行為は断じて許されないため、根絶を徹底する。

イ パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等、不適切な発言や行為についても、断じて許されない行為であり、生徒の人権を侵害する違法な行為であるため、根絶を徹底する。

※参考：「信頼される教職員であり続けるために」

（奈良県教育委員会平成26年3月）

③ 適切な備品等の管理

部活動で使用する用具や設備は、公費で購入したものであり、共有の財産として大切に扱う。また、部室の整理・整頓を行い、定期的に校長及び教頭は確認を行う。